

総務教育常任委員会資料

(平成30年4月20日)

【件名】

- ・ 鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について（教育総務課）…………… 1
- ・ 学校における働き方改革の取組について（教育人材開発課・体育保健課）…… 2

教 育 委 員 会

鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について

平成30年4月20日
とっとり元気戦略課
教育総務課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく「教育に関する大綱」について、平成30年3月23日付けて一部改定を行いました。

1 改定概要

- ・毎年度の重点的な取組施策を定める大綱の第二編について、学力向上、学校の魅力化など本県の主要課題や星空保全条例制定に伴うふるさと教育など本県の新たな動きに対応した取組を盛り込んだ。
- ・教職員の多忙解消などに関する数値目標を新たに設定した。

2 第二編「平成30年度重点取組施策」改定のポイント

(1) 本県の主要課題への対応

- ・学校・家庭・地域が一体となった学力向上策の実施や外部試験を活用した生徒の英語力定着度の把握、指導改善等の実施など、学力向上の取組について記載した。
- ・普通科高校におけるインターンシップのモデル実施や教員・保護者を対象とした企業見学会の実施など、キャリア教育の取組について記載した。
- ・県外での広報活動の実施や住環境など受入体制整備の検討といった県外生徒を受け入れるための取組、空調設備更新やトイレ洋式化といった学校施設の質的向上など、学校の魅力化の取組について記載した。
- ・教員業務アシスタントの配置や中学校・高校への部活動指導員の配置、市町村立小中学校における学校業務支援システムの運用開始など、教職員の多忙解消に向けた取組について記載した。

(2) 本県の新たな動きへの対応

- ・星空をはじめ自然に触れる機会の充実など、ふるさと教育の推進に向けた取組を記載した。
- ・美術ラーニングセンター(仮称)機能の具体化に向けた検討、県内美術館・博物館ネットワーク強化など、県立美術館整備の取組について記載した。

(3) 新たに設定した主な数値目標

- ・教職員の一人当たり平均時間外業務時間数の削減率：10%
- ・「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合：60%

<参考>

□鳥取県の「教育に関する大綱」とは

これまでの「教育振興協約」を継承していく認識のもと、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、平成27年度から平成30年度までの本県教育の中長期的な取組方針を第一編に定め、毎年度の重点的な取組施策及び目標指標を第二編において定めた。※第二編は毎年度改定する。

□地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2~4 (略)

学校における働き方改革の取組について

平成30年4月20日
教育人材開発課
体育保健課

現在、学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化しているのが実態です。県教育委員会では、学校現場の働き方改革を推進し、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるため、平成30年3月に「学校業務カイゼンプラン」を策定しました。

1 学校業務カイゼンプランについて

(1) 目標 ① 時間外業務月80時間超の長時間勤務者の解消

② 時間外業務25%削減(平成29年度比:平成32年度実績で達成※)

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月1人当たりの時間外業務(勤務)時間数	▲10%	▲15%	▲25%

<基準値>月1人当たりの時間外業務【平成29年度】

小:54.1時間 中:66.9時間 高:28.3時間 特:13.6時間

※1 小中学校は29年9月勤務実態調査結果を基準値とする。

※2 高等学校及び特別支援学校は29年度年間実績を基準値とするが、集計中のため、28年度実績を参考値として記載している。

(2) 主な取組内容

- ① 時間管理意識保持の徹底(一斉退勤日の設定、長時間勤務者への面接指導等)
- ② 業務の見直し・削減(校内行事・会議等の見直し、学校への調査・照会等の見直し)
- ③ システム等の活用による業務の削減・効率化推進(学校業務支援システムの有効活用)
- ④ 部活動の在り方の見直し(部活動休養日の徹底:中学校:原則週2日、高等学校:原則週1日)
- ⑤ 外部人材の配置(教員業務アシスタント、部活動指導員等非常勤職員の配置)
 - ・教員業務アシスタント(小学校7人、中学校3人、高等学校3人)
 - ・部活動指導員(中学校27人、高等学校12人)

2 市町村立小中学校における学校業務支援システムの運用開始について

学校業務のスムーズな事務処理等により、教職員の多忙解消を図るとともに、子どもたちへの指導を充実することを目的に、平成29年度、県内小中学校が共通して使用する学校業務支援システムを市町村が共同調達し、平成30年4月から本格運用しています。

【主なシステム機能】

○教務処理機能

- ・児童生徒の基本情報の管理(名簿作成)
- ・出欠や欠課の管理(出席簿)
- ・成績の管理や処理(成績処理、通知表作成等)
- ・教育課程管理や指導要録作成(時間割・週案作成、時数管理等)
- ・保健情報の管理(健康診断データ、保健室利用管理等)

○グループウェア機能

- ・スケジュール機能
- ・掲示板機能(校内・校外での連絡事項やお知らせ掲載)
- ・文書回覧(校内の申請・決裁、校外からの文書の配布・回覧)
- ・ファイル管理(校内・校外で利用する書類を一括管理)、アンケート

※都道府県単位で、全市町村共同調達により一斉導入する方式は全国初

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

平成30年3月

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

～時間のゆとりは心のゆとり 「自ら変革」～

現在、学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化しているのが実態です。教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるためにも、県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を策定し、学校現場の働き方改革に取り組みます。

目的

教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図る。

目標

- ①月80時間超の長時間勤務者の解消
- ②月当たりの時間外業務：平成29年度比25%削減（平成32年度実績で達成）

＜現状＞月1人当たりの時間外業務【参考値：平成28年度】

小：49.9時間 中：60.0時間 高：28.3時間 特：13.6時間

（小中学校は9月勤務実態調査、高等学校及び特別支援学校は年間実績）

＜スケジュール＞

年 度	H30	H31	H32
月1人当たりの時間外業務	10%減	15%減	25%減

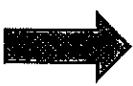
学校業務カイゼン活動取組内容

1. 時間管理意識保持の徹底



削減の目安(全教種)
7.5時間／月
(1日当たり約30分)

2. 業務の見直し・削減



削減の目安(全教種)
3.5時間／月
(1日当たり約15分)

3. システム等の活用による
業務の削減、効率化推進



削減の目安(小・中)
10時間／月
(1日当たり約40分)

4. 部活動の在り方の見直し



削減の目安(中・高)
6時間／月
(土日のうち1日)

5. 外部人材の配置



削減の目安(小・中・高)
1時間／月

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼン活動 取組内容

学校業務カイゼンプランにおいては、以下のような取組を柱に、学校業務カイゼン活動を進めていくこととします。

1. 時間管理意識保持の徹底

① 早期退勤に関する取組の徹底

- ・教職員各自が月1回設定する「帰ら一Day」（定時退勤日）の取組を徹底します。
- ・会議や研修、部活動のない一斉退勤日を校内で設定し、取組を徹底します。

② 管理職員の時間管理意識の向上

- ・教職員いきいき！トップセミナー、新任校長研修等管理職員等に対する研修会等において、学校現場への働き方改革の視点の導入に向けた研修を行います。

③ 長時間勤務者への管理職員による面接指導の実施

- ・月80時間を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、管理職員等による面接指導を実施するとともに、長時間勤務解消のための対策に取り組みます。

④ 教育委員会と学校とが一体となった取組の推進

- ・全校種の校長や市町村教育委員会の代表を委員に含めた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において、国の動き等を踏まえながら、取組方針や具体的な取組内容について、全県的な視点で検討します。
- ・外部講師の指導等も受けながら、教育委員会が各学校の進捗状況を確認しつつ、学校業務カイゼン活動の取組を進めていきます。

2. 業務の見直し・削減

① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）

- ・業務の削減に向けて、学校行事・研修会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定を行うなど、効率化を図ります。
- ・各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。

② 教育委員会による調査、会議、研修等の見直し

- ・学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査へ変更などの見直しを行います。
- ・教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修の統合などの見直しを行います。

③ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開

- ・学校ルールブックの作成など、県立学校の学校カイゼン推進校や小中学校におけるモデル校での取組事例の横展開を推進します。
- ・負担軽減効果の大きな優良事例を収集し、事例集を作成するなど、全県展開を行います。

3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進

① 学校業務支援システムの有効活用

- ・平成30年度から県内全ての市町村立学校で導入する学校業務支援システムを効果的に活用し、業務の効率化を進めます。

② 既存データファイルの共有・活用

- ・共有電子フォルダの整理やファイルの保存方法のルール設定などを行うことで、過去に作成した教材や定型文書の雛形等が容易に活用できるようにします。

4. 部活動の在り方の見直し

① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底

- ・関係競技団体等の協力も得ながら、全県的に部活動休養日の取組を徹底します。

中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）

：原則週2日（平日1日、土日のうちいずれか1日）

高等学校：原則週1日（土日のうちいずれか1日）

- ・1日の活動時間は、中学校、高等学校いずれも、原則として、長くとも平日2時間程度、休日3時間程度の活動を限度とします。

※特別支援学校の中学校部、高等部についても同様とします。

※高等学校の部活動休養日については、当面は上記のとおりとしますが、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、今後検討することとしている「運動部活動の在り方に関する方針」の中で、引き続き検討します。

② 部活動指導者研修会の開催

- ・より効率的・効果的な部活動の実施のため、全国の先進事例等を元にした研修会を開催します。

5. 外部人材の配置

① 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減

- ・授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする非常勤職員を配置し、教員の事務負担を軽減します。

② 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用

- ・部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。
- ・地域人材等を活用して部活動における外部指導者の確保に努めるとともに、単独指導の実施のための課題整理など、より有効な活用方法について検討していきます。

＜参考＞

このたび策定した学校業務カイゼンプランのほかに、これまで作成した手引き、アクションプラン等を併せて活用しながら、取組を進めていきます。

・「学校カイゼン活動の手引き」

学校改善モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成（平成27年5月）。

・「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」

各市町村（学校組合）立学校での業務改善の一層の推進のため、県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会、校長会との協働により策定（平成28年2月）。

勤務時間外及び自宅持ち帰りによる業務時間数調査結果

平成30年4月
鳥取県教育委員会

※調査対象:全市町村立学校の校長、教頭等の管理職及び非常勤職員を除く教職員
※調査期間:平成29年9月1日～平成29年9月30日

1 勤務時間外における業務時間数別人数等状況

(勤務開始時間前から勤務開始時間まで、勤務時間終了後から退勤時間まで、週休日等業務時間の1ヶ月間の合計)

		45時間 以下	45時間を 超え 60時間まで	60時間を 超え 80時間まで	80時間を 超え 100時間まで	100時間 を超える	合 計	平均時間	(参考) H28県調査 平均時間
小学校	教職員数	756人	566人	698人	172人	26人	2218人	54.14H	49.94H
	割合等	34.1%	25.5%	31.5%	7.3%	1.2%			
中学校	教職員数	286人	242人	372人	199人	193人	1292人	66.92H	59.95H
	割合等	22.1%	18.7%	28.8%	15.4%	14.0%			
合計	教職員数	1042人	808人	1070人	371人	219人	3510人	58.85H	53.67H
	割合等	29.7%	23.0%	30.5%	10.6%	6.2%			

※実績0の者は「45時間以下」欄に含まれる。

※「平均時間」は対象教職員の勤務時間外における業務時間数をすべて合計し、実績0の者を含めた対象人数で割ったもの。
(小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入)

※週休日等の業務（部活動等の指導等）も含む。ただし、週休日の振り替えや代休日を指定した場合は含まない。

※中学校には米子市立米子養護学校を含む（以下同じ）

※「(参考) H28県調査 平均時間」は、平成28年9月1日～30日の勤務状況調査結果。

2 自宅持ち帰りによる業務時間数別人数等状況(自宅持ち帰り業務時間数実績の1ヶ月間の合計)

		10時間 以下	10時間を 超え 30時間まで	30時間を 超え 50時間まで	50時間 を超える	合 計	平均時間	(参考) H28県調査 平均時間
小学校	教職員数	1798人	330人	78人	12人	2218人	5.35H	5.08H
	割合等	81.1%	14.9%	3.5%	0.5%			
中学校	教職員数	1201人	73人	12人	6人	1292人	2.97H	2.40H
	割合等	93.0%	5.7%	0.9%	0.5%			
合計	教職員数	2999人	403人	90人	18人	3510人	4.47H	4.08H
	割合等	85.4%	11.5%	2.6%	0.5%			

※実績0の者は「10時間以下」欄に含まれる。

※「平均時間」は対象教職員の自宅持ち帰りによる業務時間数をすべて合計し、実績0の者を含めた対象人数で割ったもの。
(小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入)

※週休日等の実績も記載。

※「(参考) H28県調査 平均時間」は、平成28年9月1日～30日の勤務状況調査結果。

3 勤務時間外における業務時間実績が多かった主な内容(学校として多かった内容を2つ選択)

		教材研究	テスト作成・採点	補習	日記・課題等点検	生徒指導・教育相談	学級業務	分掌業務	詰会議	部活動	その他	学校数
小学校	選択した学校数	35	2	0	3	0	109	98	2	0	1	125
	学校数に占める回答割合	28.0%	1.6%	0.0%	2.4%	0.0%	87.2%	78.4%	1.6%	0.0%	0.8%	
中学校	選択した学校数	12	1	0	0	1	7	44	0	5	0	58
	学校数に占める回答割合	20.7%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	12.1%	75.9%	0.0%	87.9%	0.0%	
合計	選択した学校数	47	3	0	3	1	116	142	2	51	1	183
	学校数に占める回答割合	25.7%	1.6%	0.0%	1.6%	0.5%	63.4%	77.6%	1.1%	27.9%	0.5%	

4 自宅持ち帰り業務時間実績が多かった主な内容(学校として多かった内容を2つ選択)

		教材研究	テスト作成・採点	課題等点検	学級業務	分掌業務	その他	学校数
小学校	選択した学校数	85	11	7	63	53		125
	学校数に占める回答割合	68.0%	8.8%	5.6%	66.4%	42.4%		
中学校	選択した学校数	45	23	4	10	15		58
	学校数に占める回答割合	77.6%	39.0%	6.9%	17.2%	25.9%		
合計	選択した学校数	130	34	11	93	68		183
	学校数に占める回答割合	79.0%	18.6%	6.0%	50.8%	37.2%		

【調査結果より】

○1について

- ・勤務時間外業務時間数において80時間を超える者がいる学校の割合は、小学校54.4%(前年34.1%)、中学校91.4%(前年82.8%)
- ・月平均時間が60時間を超える学校の割合は、小学校で24.8%(17.8%)、中学校で67.2%(56.9%)
- ・「100時間を超える」者が存在する学校においては、「80時間を超え100時間まで」の者もほぼ存在(93.1%)
- ・小学校、中学校ともに増加傾向(業務の改善に向けて教職員の正確な勤務実態を把握するために、前年度の調査では集計に反映させていなかった勤務開始前、土曜日・日曜日の部活動などを本年度から正確に入力することとした市町村があるため単純比較できない。なお、29年度からセキュリティ対策のために実施したネットワーク分離による影響も学校現場に生じた。)

○2について

- ・自宅持ち帰りの時間数は、中学校より小学校が多い。
- ・月平均時間が10時間を越える学校の割合は、小学校16.8%、中学校5.2%
- ・小学校、中学校ともに増加傾向

○3について

- ・勤務時間外業務時間数において80時間を超える者の割合が多い学校の主な内容としては、小学校「学級業務」「分掌業務」、中学校「部活動」「分掌業務」
- ・中学校において、勤務時間外における業務内容として多くの学校が「部活動」を挙げている。

○4について

- ・職場における勤務時間外において「学級業務」及び「分掌業務」をこなしながら、自宅において「教材研究」「テスト作成・採点」を行っている者が一定数程度存在

*すべての者が共通して適正な労働時間管理と総労働時間数の縮減を行っていくことは必要であり、特に80時間超の者については、健康障がい防止の観点から医師による面接指導を実施するなどの対応が必要。また、職場での勤務時間外における業務時間数縮減に伴って、自宅持ち帰り業務時間数増加とならないよう取り組むことも必要。